

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（水際対策上特に対応すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について）

2021 年 9 月 27 日

- 9 月 27 日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。
- 今回の措置の主な点を以下のとおり、お知らせ致しますので、日本への御帰国・御入国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。
「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和 3 年 9 月 27 日時点）」
（ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100238771.pdf> ）
- さらなる詳細については、以下のホームページを御確認ください。
「水際対策強化に係る新たな措置（17）」
（ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100238774.pdf> ）

1. 以下の 41 か国・地域の「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」については、今般、水際措置の変更を行うこととします。

アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、インド、インドネシア、ウルグアイ、英国、カザフスタン、キューバ、ギリシャ、キルギス、コスタリカ、コロンビア、ザンビア、ジョージア、スペイン、スリナム、スリランカ、セーシェル、タンザニア、デンマーク、トリニダード・トバゴ、トルコ、ネパール、パキスタン、パラグアイ、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ベルギー、ボリビア、ポルトガル、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、モザンビーク、モルディブ、リビア、ロシア（モスクワ市）

（1）アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、スリナム、トリニダード・トバゴ、フィリピン、ブラジル、ベネズエラ、ペルーからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 3 日間待機いただき、入国後 3 日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和 3 年 9 月 30 日午前 0 時から検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 6 日間待機いただき、入国後 3 日目及び 6 日目に改めて検査を受けていただくことになります。

（2）アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、ウルグアイ、英国、カザフスタン、キューバ、ギリシャ、ザンビア、ジョージア、スリランカ、セーシェル、タンザニア、デンマーク、トルコ、パキスタン、パラグアイ、バングラデシュ、ベルギー、ボリビア、ポルトガル、マレーシア、南アフリカ共和国、モザンビーク、モルディブ、リビア、ロシア（モスクワ市）を「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」に指定し、引き続き、これらの国・地域からのすべての入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 3 日間待機いただき、入国後 3 日目に改めて検査を受けていただきます。

(3) アフガニスタン、キルギス、スペイン、ネパール、ミャンマーからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年9月30日午前0時から、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととし、入国後14日間の自宅等での待機をしていただくことになります。

2. 以下の2か国を、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」に指定し、これらの国からのすべての入国者及び帰国者については、令和3年9月30日午前0時から、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただきます。

アルバニア、ギニア

【参考】現在、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」又は「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」に指定されている国・地域は、以下の42か国・地域です。

(1) 検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で6日間待機、入国後3日目及び6日目の検査が求められる国・地域

アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、スリナム、トリニダード・トバゴ、フィリピン、ブラジル、ベネズエラ、ペルー

(2) 検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機及び入国後3日目の検査が求められる国・地域

エクアドル、チリ、ドミニカ共和国、アラブ首長国連邦、アルバニア、インド、インドネシア、ウズベキスタン、ウルグアイ、英国、カザフスタン、ギニア、キューバ、ギリシャ、ザンビア、ジョージア、スリランカ、セーシェル、タンザニア、デンマーク、トルコ、パキスタン、パラグアイ、バングラデシュ、ベルギー、ボリビア、ポルトガル、マレーシア、南アフリカ共和国、モザンビーク、モルデューブ、リビア、ロシア（ノヴォロフスク地方、モスクワ市）

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html）

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC 版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）